

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援策を実施

阪南大学（所在地：大阪府松原市、学長：田上 博司）では、新型コロナウイルス感染症拡大による政府の緊急事態宣言の発令を受け、5月7日（木）より遠隔授業を開始しています。

新型コロナウイルス感染症が社会的、経済的に影響を及ぼす状況下において、学生が学修を継続できるよう全学生に一律5万円の支援金を給付することを決定しました。また、その他の支援策についても併せて公表しました。支援策は以下のとおりです。

1.新型コロナウイルス対策緊急支援制度

遠隔授業に対応した学修環境整備と学生生活支援金として一人あたり5万円の支給。

2.新型コロナウイルス対策緊急貸付制度

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、家計急変、アルバイト収入急減等により、修学を継続することが困難となった学生に対する支援策として、一定の条件に該当する場合、一人あたり20万円を限度として貸付。

3.パソコン等環境整備に係る支援

遠隔授業実施に際して、パソコン等の貸し出しを実施。また、状況に応じてキャンパス内のパソコン教室等の開放。

4.授業等の納入に係る支援

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う家計急変等により、授業料等を納入することが著しく困難となった支援策として、一定の条件に該当する場合、授業料等の減免制度を拡充。

また、学納金の納入については、延納分納等の最終納入期限（7月末日）までに納入が難しい場合は、8月末日まで納入を猶予。

5.その他の支援

学生が、レポート作成や卒業論文執筆等で必要な参考資料を利用できるように、図書館内の図書を自宅へ郵送する貸出サービス（条件あり）を実施。

【本件に関するお問い合わせ先】

阪南大学 総務企画課 担当：小原（オハラ）

電話：072-332-1224（代） FAX：072-336-2633 e-mail：koho@haman-u.ac.jp